

## 波佐見町中小企業・小規模企業振興基本条例

(目的)

**第1条** この条例は、中小企業・小規模企業（以下「中小企業等」という。）が地域の雇用と経済の発展に果たす役割の重要性に鑑み、本町の中小企業等の振興に関して基本理念を定めるとともに、町の責務、中小企業者等の役割を明らかにすることにより、中小企業等の経営基盤の強化と健全な発展を図り、もって地域経済の活性化及び地域社会の持続的な発展と町民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号。以下「法」という。）第2条第1項各号に規定する事業者であって、町内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (2) 小規模企業者とは、法第2条第5項に規定する事業者であって、町内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (3) 中小企業団体とは、商工会法（昭和35年法律第89号）の規定に基づく商工会及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項各号に掲げるもの並びにこれらに準ずる団体で町長が特に認めるもののうち、町内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (4) 中小企業者等とは、中小企業者、小規模企業者及び中小企業団体をいう。

(基本理念)

**第3条** 中小企業等の振興は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- (1) 中小企業者等の自らの創意工夫及び自主的な努力が尊重されること。
- (2) 国、長崎県その他関係機関との連携を図り、協力を得ながら、中小企業等の振興に関する施策（以下、「中小企業等振興施策」という。）を町全体で協働して推進すること。

(基本的施策)

**第4条** 第1条の目的を達成するため、第3条の基本理念に基づく基本的施策は、次のとおりとする。

- (1) 中小企業等の経営の安定及び革新に関すること
- (2) 中小企業等の経営基盤の整備に関すること
- (3) 中小企業等の人材育成及び雇用の安定に関すること
- (4) 新たな事業の創出及び起業支援に関すること
- (5) 中小企業等の資金調達の円滑化に関すること
- (6) 中小企業等に対する支援・連携ネットワークの構築
- (7) 中小企業等に関する情報の収集及び提供
- (8) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める施策  
(町の責務)

**第5条** 町は、第3条に定める基本理念に基づき、中小企業等振興施策を総合的かつ計画的に策定し、実施するものとする。

2 町は、中小企業等が豊かな地域社会づくりへの貢献や地域住民の生活の向上及び交流の促進に寄与していることについて、住民への理解を深めるよう努めなければならない。

3 町は工事の発注、物品及び役務の調達等に当たっては、予算の適正な執行並びに透明かつ公正な競争及び契約の適正な履行の確保に留意しつつ、町内の中小企業者等の受注機会の増大に努めるものとする。

(意見の反映)

**第6条** 町は、中小企業等振興施策の策定に当たっては、中小企業者等その他の関係者の意見を反映させるため、当該施策に関する情報及び意見交換を図るために必要な措置を講じなければならない。

(中小企業等の役割)

**第7条** 中小企業者等は、経済的社会的環境変化に応じて、自らの経営基盤の強化、経営革新等に努めるものとする。

2 中小企業等は、商工会等中小企業団体への加入に努めるものとする。

3 中小企業等は、地域社会を構成する一員として、地域社会との調和を図り、安心して暮らしやすい地域社会の実現に貢献するよう努めるものとする。

(中小企業団体の役割)

**第8条** 中小企業団体は、中小企業等の経営の向上及び改善に積極的に取り組むとともに、町が行う中小企業等振興施策の実施について協力するよう努めるものとする。

(町民の理解と協力)

**第9条** 町民は、中小企業等の振興が町民生活の向上において重要な役割を果たしていることを理解し、中小企業等の健全な発展に協力するよう努めるものとする。

2 町民は、町産品及び町内で提供される商業サービスを利用するよう努めるものとする。

(施策の公表)

**第10条** 町は、毎年度、中小企業等振興施策の実施状況を公表するものとする。

(財政上の措置)

**第11条** 町は、中小企業等振興施策を実施するため、必要な財政措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

**第12条** この条例の施行に関し必要な事項は、町長が定める。

## 附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。